

「環境との調和に配慮した事業実施のための
調査計画・設計の技術指針」の改定について

令和8年7月2日

農村振興局 整備部 設計課 計画調整室

資料目次

- 1 令和7年度 第2回技術小委員会における
主な御意見と対応方針（案）
- 2 パブリックコメントにおける御意見と
御意見に対する考え方（案）
- 3 技術指針の改定スケジュール

1 令和7年度 第2回技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）

令和7年度 第2回技術小委員会：令和8年3月4日開催

項目	＜第2章 農村地域の特徴と生物多様性の保全＞ 2. 農村地域の生物多様性	
主な御意見	<p>「農村地域の長い歴史の中で育まれてきた農地や水路、ため池などの二次的自然は、例えば、台地を切り開いた水路橋のような歴史的な価値を有している。」とあるが、文章の意図が伝わりにくいため、表現を検討してほしい。</p>	(前回) 資料3-2
	<p>② 教育的・歴史的・文化的な価値</p> <p>地域における生物多様性は、我々人間の知識や感性を育てるとともに、地域固有の歴史や文化を生み出すなど、人間生活を豊かにする上で重要な役割を果たしている。</p> <p>例えば、草花や野鳥の観察のほか、ため池の泥上げの際に、魚やエビ、貝をつかまえる等の体験が我々の知識や感性を豊かにするなど、地域における生物多様性は教育的な価値を有している。また、<u>農村地域の長い歴史の中で育まれてきた農地や水路、ため池などの二次的自然は、例えば、台地を切り開いた水路橋のような歴史的な価値を有している。</u>さらに、<u>鮎ずし等の食文化や伝統的な漁法、子供の水辺遊びなどは、</u>地域の生物と密接に関連し文化的な価値を有している。</p>	(改定案) 2-1
対応方針(案)	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり記載内容を修正しました。</p> <p>「農村地域において、<u>長期にわたって形成されてきた農地や水路、ため池などは、地域の歴史的な価値を有している。</u>」</p>	(今回) 資料1-2
	<p>② 教育的・歴史的・文化的な価値</p> <p>地域における生物多様性は、我々人間の知識や感性を育てるとともに、地域固有の歴史や文化を生み出すなど、人間生活を豊かにする上で重要な役割を果たしている。</p> <p>例えば、草花や野鳥の観察のほか、ため池の泥上げの際に、魚やエビ、貝をつかまえる等の体験が我々の知識や感性を豊かにするなど、地域における生物多様性は教育的な価値を有している。また、<u>農村地域において、長期にわたって形成されてきた農地や水路、ため池などは、地域の歴史的な価値を有している。</u>さらに、<u>鮎ずし等の食文化や伝統的な漁法、子供の水辺遊びなどは、</u>地域の生物と密接に関連し文化的な価値を有している。</p>	5

1 令和7年度 第2回技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）

項目	＜第2章 農村地域の特徴と生物多様性の保全＞ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業								
主な御意見	<p>「パイプライン化」と記載されている箇所は、土地改良事業設計指針「ほ場整備」と整合を図り、「暗渠化・パイプライン化」と記載する方が適切ではないか。</p>		(前回) 資料3-2						
	<table border="1" data-bbox="427 357 1899 831"> <tr> <td data-bbox="461 395 555 475">農道</td> <td data-bbox="555 395 622 475">支線農道</td> <td data-bbox="622 395 869 475">耕区間等移動通路の設置</td> <td data-bbox="869 395 1861 475"> <ul style="list-style-type: none"> 通路の設置に伴い水路が暗渠化し、水路を利用する水生生物の生息・生育環境が減少するが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される 等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 480 555 746">用排水路</td> <td colspan="2" data-bbox="555 480 869 746">用排水路の <u>パイプライン化</u></td> <td data-bbox="869 480 1861 746"> <ul style="list-style-type: none"> 用排水路の暗渠化が進み、水路における水生生物の生息・生育環境が減少する 水路の暗渠化により、主に魚類や両生類、貝類の水路内、水路-水田間の移動経路の分断が進むが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される（ただし、水尻から管水路へ落下した場合は登れない場合がある） 開水路であれば経年変化に伴う土砂の堆積や植生の定着による水生生物の生息環境の改善が期待できるが、管水路では期待できない 排水路における暗渠区間の末端部では、水温や水質の変化が考えられる </td> </tr> </table>	農道	支線農道	耕区間等移動通路の設置	<ul style="list-style-type: none"> 通路の設置に伴い水路が暗渠化し、水路を利用する水生生物の生息・生育環境が減少するが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される 等 	用排水路	用排水路の <u>パイプライン化</u>		<ul style="list-style-type: none"> 用排水路の暗渠化が進み、水路における水生生物の生息・生育環境が減少する 水路の暗渠化により、主に魚類や両生類、貝類の水路内、水路-水田間の移動経路の分断が進むが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される（ただし、水尻から管水路へ落下した場合は登れない場合がある） 開水路であれば経年変化に伴う土砂の堆積や植生の定着による水生生物の生息環境の改善が期待できるが、管水路では期待できない 排水路における暗渠区間の末端部では、水温や水質の変化が考えられる
農道	支線農道	耕区間等移動通路の設置	<ul style="list-style-type: none"> 通路の設置に伴い水路が暗渠化し、水路を利用する水生生物の生息・生育環境が減少するが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される 等 						
用排水路	用排水路の <u>パイプライン化</u>		<ul style="list-style-type: none"> 用排水路の暗渠化が進み、水路における水生生物の生息・生育環境が減少する 水路の暗渠化により、主に魚類や両生類、貝類の水路内、水路-水田間の移動経路の分断が進むが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される（ただし、水尻から管水路へ落下した場合は登れない場合がある） 開水路であれば経年変化に伴う土砂の堆積や植生の定着による水生生物の生息環境の改善が期待できるが、管水路では期待できない 排水路における暗渠区間の末端部では、水温や水質の変化が考えられる 						
対応方針(案)	<p>御指摘を踏まえ、「パイプライン化」については、土地改良事業設計指針「ほ場整備」と整合を図り、「暗渠化・管水路化」に修正しました。また、「暗渠化」についても同様に修正しました。</p>		(今回) 資料1-2						
	<table border="1" data-bbox="427 995 1899 1469"> <tr> <td data-bbox="461 1034 555 1114">農道</td> <td data-bbox="555 1034 622 1114">支線農道</td> <td data-bbox="622 1034 869 1114">耕区間等移動通路の設置</td> <td data-bbox="869 1034 1861 1114"> <ul style="list-style-type: none"> 通路の設置に伴い水路が暗渠化・管水路化し、水路を利用する水生生物の生息・生育環境が減少するが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される。 等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1118 555 1385">用排水路</td> <td colspan="2" data-bbox="555 1118 869 1385">用排水路の <u>暗渠化・管水路化</u></td> <td data-bbox="869 1118 1861 1385"> <ul style="list-style-type: none"> 用排水路の暗渠化・管水路化が進み、水路における水生生物の生息・生育環境が減少する。 水路の暗渠化・管水路化により、主に魚類や両生類、貝類の水路内、水路-水田間の移動経路の分断が進むが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される（ただし、水尻から管水路へ落下した場合は登れない場合がある）。 開水路であれば経年変化に伴う土砂の堆積や植生の定着による水生生物の生息環境の改善が期待できるが、管水路では期待できない。 排水路における暗渠区間の末端部では、水温や水質の変化が考えられる。 </td> </tr> </table>	農道	支線農道	耕区間等移動通路の設置	<ul style="list-style-type: none"> 通路の設置に伴い水路が暗渠化・管水路化し、水路を利用する水生生物の生息・生育環境が減少するが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される。 等 	用排水路	用排水路の <u>暗渠化・管水路化</u>		<ul style="list-style-type: none"> 用排水路の暗渠化・管水路化が進み、水路における水生生物の生息・生育環境が減少する。 水路の暗渠化・管水路化により、主に魚類や両生類、貝類の水路内、水路-水田間の移動経路の分断が進むが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される（ただし、水尻から管水路へ落下した場合は登れない場合がある）。 開水路であれば経年変化に伴う土砂の堆積や植生の定着による水生生物の生息環境の改善が期待できるが、管水路では期待できない。 排水路における暗渠区間の末端部では、水温や水質の変化が考えられる。
農道	支線農道	耕区間等移動通路の設置	<ul style="list-style-type: none"> 通路の設置に伴い水路が暗渠化・管水路化し、水路を利用する水生生物の生息・生育環境が減少するが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される。 等 						
用排水路	用排水路の <u>暗渠化・管水路化</u>		<ul style="list-style-type: none"> 用排水路の暗渠化・管水路化が進み、水路における水生生物の生息・生育環境が減少する。 水路の暗渠化・管水路化により、主に魚類や両生類、貝類の水路内、水路-水田間の移動経路の分断が進むが、哺乳類、両生類等の水路への落下は低減される（ただし、水尻から管水路へ落下した場合は登れない場合がある）。 開水路であれば経年変化に伴う土砂の堆積や植生の定着による水生生物の生息環境の改善が期待できるが、管水路では期待できない。 排水路における暗渠区間の末端部では、水温や水質の変化が考えられる。 						



1 令和7年度 第2回技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）

項目	＜3.1 農村地域における生態系ネットワーク＞ 良好なネットワークの構築事例	
主な御意見	<p>現況水路保全区間の写真は、水路の状況が分かりにくいいため、差替えを検討していただきたい。</p> <div data-bbox="741 320 1574 834" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="color: red; text-align: center;">③生態系保全型水路（現況水路保全区間）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況の流路や山際の護岸を保全  <p style="color: red; text-align: center;">現況水路保全区間</p> </div>	<p>（前回） 資料3-2</p>
		<p>（改定案） 3-8</p>
対応方針(案)	<p>現況水路保全区間の写真を差し替えました。</p> <div data-bbox="741 951 1574 1465" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="color: red; text-align: center;">③生態系保全型水路（現況水路保全区間）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況の流路や山際の護岸を保全  <p style="color: red; text-align: center;">現況水路保全区間</p> </div>	<p>（今回） 資料1-2</p>
		<p>18</p>

1 令和7年度 第2回技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）

項目	＜3.2 農地・農業水利施設等が生態系ネットワークの形成に果たす役割・留意事項＞	
主な御意見	<p>四角枠内の文章について、「さらに、周辺の樹林地や河川等と連続することで、生態系ネットワークが形成される。」で終わっているが、この文末を「この役割を損なわないように配慮する必要がある。」と記載することで、技術指針としての重要性が分かるのではないか。</p>	(前回) 資料3-2
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>3.2 農地・農業水利施設等が生態系ネットワークの形成に果たす役割・留意事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p>農地や農業水利施設等は、食料の生産基盤であるとともに、農村地域における生物の生息・生育環境と移動経路として重要な役割を果たしている。さらに、周辺の樹林地や河川等と連続することで、生態系ネットワークが形成される。</p> </div> </div>	(改定案) 3-10
対応方針(案)	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり記載内容を修正しました。 「農地や農業水利施設等は、食料の生産基盤であるとともに、農村地域における生物の生息・生育環境、移動経路としても重要な役割を果たしており、周辺の樹林地や河川等と連続することで、生態系ネットワークを形成している。こうした役割を損なわないように配慮する必要がある。」 また、技術指針全体を通して四角枠内の文章を確認し、修正しました。</p>	(今回) 資料1-2
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>3.2 農地・農業水利施設等が生態系ネットワークの形成に果たす役割・留意事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p>農地や農業水利施設等は、食料の生産基盤であるとともに、農村地域における生物の生息・生育環境、移動経路としても重要な役割を果たしており、周辺の樹林地や河川等と連続することで、生態系ネットワークを形成している。こうした役割を損なわないように配慮する必要がある。</p> </div> </div>	20・36・38・ 45・46・58・ 63・65・67・ 74・96・99・ 101・127・ 133・163

1 令和7年度 第2回技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）

項目	<技術指針全般>	
<p>主な御意見</p>	<p>技術指針の改定では、環境配慮がほ場、水路に特化されており頭首工、揚排水機場、ダム等の工種における配慮事例が少なくなっている印象がある。例えば、現行指針のp33では、これら頭首工、揚排水機場、ダムなどの項目が挙げられていたが、今回の改定では削除となっている。</p> <p>生態系ネットワーク形成の観点も、どちらかといえば水路が多く、事例も魚類等に特化している。河川と農業用水路との違いや、流域レベルのネットワーク形成についての事例があれば記載を検討いただきたい。</p>	<p>(前回) 資料3-2</p>  <p>(現行) 32～33</p>
	<p>今回の技術指針の改定では、頭首工における事例を記載しておりますが、引き続き頭首工をはじめとする環境配慮の事例を収集・整理していきます。また、「農業農村整備事業地区で確認される外来種の状況」を基礎として新たに得られた事例・知見である外来生物による生態系、農業用施設への被害例、流出防止対策例等を今回、指針に追記しております。</p> <p>流域レベルのネットワーク形成については、まだ事例はありませんので、今後、事例を収集していきます。</p> <div data-bbox="403 917 1904 1460" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>検討会による助言及び環境配慮の例</p> <p>福井県三方郡美浜町耳川の中流に位置する耳川総合頭首工において、老朽化に伴う頭首工本体の補修並びに左右岸に設置されている魚道の改修が行われた。</p> <p>事業の実施に当たり、魚道の構造等によっては、生息魚の移動（遡上・降下）阻害が懸念されることから、生息魚の調査を行い、対象魚種が移動（遡上・降下）可能な整備計画に努める方針となった。</p> <p>計画・調査、設計・施工、維持管理の各段階において検討会が開催され、検討会の助言を踏まえて、ハーフコーン型魚道が設置された。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(雲谷地区 (福井県美浜町))</p>  <p>頭首工 (改修前)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>頭首工 (改修後)</p> </div> </div> </div>	<p>(今回) 資料1-2</p> <p>28～29 ・ 105 ・ 124～125</p>

1 令和7年度 第2回技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）

項目	＜技術指針全般＞	
主な御意見	<p>事例の増減を求めるものではないが、技術指針の改定案では魚類、植物がメインで、鳥類に係る生態系配慮の事例がないことが気になった。熊本県の六間堰の改修では、サギへの配慮対策が取られている。</p>	(前回) 資料3-2
		—
対応方針(案)	<p>今回の改定においては、「水田のビオトープ設置の事例」、「水田退避溝設置の事例」、「猛禽(もうきん)類への環境配慮」、「環境に配慮した営農の取組の事例」において、コウノトリ、オオタカ、ハクチョウへの配慮を記載しています。</p>	(今回) 資料1-2
	<p>◆「水田のビオトープ設置の事例」(p151)</p> <div data-bbox="394 687 1704 1050" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>豊岡市では、農家に管理委託し、市内各地に休耕田等を利用した水田ビオトープを設置している。<u>コウノトリ</u>の餌場として地域の生物多様性を保全するとともに、子供たちの環境体験学習の場にもなっている。</p> <p>また、ほ場整備等の生産基盤の整備に際し、環境創造型の基盤整備を行うとともに、水田の冬期湛水等の水管理、環境保全型の営農が取り組まれている。</p> </div>  <p>◆「水田退避溝設置の事例」(p154)</p> <div data-bbox="394 1142 1704 1422" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国富地区は福井県小浜市の東北部にあり、野生の<u>コウノトリ</u>の国内最後の繁殖地として知られている。</p> <p>本地区では、コウノトリの餌となる水生生物が、排水路と水田を自由に移動できるようにするために水田退避溝と水田魚道を設置する等、自然と人がにぎわう地区を目指した活動が行われている。繁殖のための人工巣塔が3基設置され、令和3年にはそのうちの1基で57年ぶりとなる3羽のヒナの誕生と60年ぶりとなる巣立ちが確認された。その後も毎年繁殖が確認され、令和5年度までに10羽の幼鳥が巣立った。</p> </div> 	<p>151 ・ 154 ・ 170～172 ・ 187</p>

1 令和7年度 第2回技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）

対応方針(案)

◆「猛禽(もうきん)類への環境配慮」(p170~172)

国営緊急農地再編整備事業「美唄地区」では、事前の調査において地区内の防風林でオオタカの営巣が確認されたことから、有識者との検討会を実施し「工事実施時における配慮計画」を作成した(次頁参照)。

工事実施時における配慮計画

項目	保全対策(配慮事項)
1 配慮区域	・対象工事は、営巣木から半径400mの範囲
2 配慮期間	・抱卵期・巣内育雛期(4月中旬~7月下旬)は、工事・作業等における配慮が必要
3 保全措置	
1) 巣の確認	・工事の作業変化点毎にモニタリングを実施し、繁殖活動中の警戒行動を確認
2) 工事配慮(準備段階)	・準備工・測量作業時(4月上旬~5月上旬)は、繁殖活動への影響を把握しながら実施 ・作業員の出入りを極力少なくする
3) 工事配慮(施工段階)	・営巣木へ接近しない(不要な行動をとらない) ・昼休みは工事現場を離れ、静寂な時間を確保 ・早朝や夜間の作業は避ける(投光・騒音等)

◆「環境に配慮した営農の取組の事例」(p187)

宇賀荘地区は、島根県安来市の市街地から約4km南に位置し、大正~昭和にわたり耕地整理された12a区画のほ場は、用排兼用の土水路であること、狭小な耕作道しかなかったことから、大型機械化・経営規模拡大の妨げになっていた。また、兼業化・高齢化の進行と稲作の収益性低下により、担い手不足が深刻化していた。

一方で、無農薬・冬期湛水を行っている農家があり、以前からハクチョウの餌場となっていた。

平成12年に開始された経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)では、地域の豊かな自然を事業実施により壊すことがないように、生態系に配慮した工法が検討され、幹線排水路に魚巣ブロックやビオトープ、カエルの這い上がりスロープ、捨て石、底抜きタイプの水路等を設置し、小魚や水生昆虫等が生息できる環境づくりが行われた。



(今回)
資料1-2

151

・

154

・

170~172

・

187

1 令和7年度 第2回技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）

項目	＜6.3 維持管理、モニタリング体制＞	
主な御意見	<p>新潟県では、環境情報協議会によるモニタリング結果を踏まえ、維持管理組織やモニタリング組織への指導・助言が行われているが、実施した環境配慮の効果を検証して、その後の事業にフィードバックすることが最も重要であるため、その点を強調していただきたい。</p>	(前回) 資料3-2
		(改定案) 6-37
対応方針(案)	<p>御指摘のモニタリング結果の活用については、p203の「3.モニタリング結果等の活用」で、後年度に実施する対策や近隣で行う対策における計画・設計へ反映し、地域全体の環境配慮対策のレベルアップに寄与することが重要であると記載しています。</p> <p>また、参考事例「環境情報協議会が主体となった事後調査実施の事例」では、計画や事業実施に対して事後調査結果を参考にすることとなっているため、本文中に「また、事後調査結果については、新たな事業実施地区において、生物調査、計画策定に反映されている。」を追記しました。</p>	(今回) 資料1-2
	<div data-bbox="387 778 1480 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3. モニタリング結果等の活用</p> <p>モニタリング結果や順応的管理の結果を含む環境配慮対策の方法及び成果に関する情報を整理・取りまとめることにより、<u>後年度に実施する対策や近隣で行う対策における計画・設計へ反映し、地域全体の環境配慮対策のレベルアップに寄与することが重要である。</u></p> </div> <div data-bbox="387 986 1480 1474" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新潟県では、環境情報協議会が平成16年度に設置され、計画策定段階で事業ごとに環境配慮対策を検討している。計画策定段階で指導・助言した地区の事業が完了していくにつれて、フォローアップ（事後調査）が課題となり、平成28年度から協議会による事後調査を導入した。</p> <p>事後調査は、事後調査結果に基づく事例集の作成（予定）及び新規地区における環境配慮の参考とすることを目的として、年2～3地区（環境配慮内容が代償・修正・最小化、工事完了後おおむね2年が経過した地区から選定）を対象に実施している。環境情報協議会では、事後調査の現地視察時に指導・助言を行い、県や地元は、環境情報協議会の指導・助言に基づき、生物調査や維持管理組織、モニタリング組織への聞き取り調査を実施する。事後調査結果に基づき、環境情報協議会は、維持管理組織やモニタリング組織への引継事項について指導・助言を行い、地元へフィードバックしている。</p> <p><u>また、事後調査結果については、新たな事業実施地区において、生物調査、計画策定に反映されている。</u></p> </div> <div data-bbox="1503 995 1928 1474" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <pre> graph TD subgraph "調査、計画" A[生物調査] --> B[計画策定] end B -- "説明 / 指導・助言" --> C["<環境情報協議会> 環境配慮に係る計画の審議"] C -- "指導・助言" --> B subgraph "事業実施" D[実施設計] --> E[工事施工] end E -- "報告" --> F["<環境情報協議会> 事後調査地区の現地視察 事後調査結果の審議"] F -- "指導・助言" --> E subgraph "事業実施後" G[事後調査] --> H[施設の供用] --> I[施設の維持管理] end F -- "反映" --> J["新たな調査、計画 生物調査 計画策定"] J --> K[新たな事業実施] </pre> </div>	203 ・ 214

1 令和7年度 第2回技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）

項目	<用語集> 冬期湛水水田(ふゆみずたんぼ)	
主な御意見	非かんがい期の用水確保の手法として、環境用水をキーワードとして入れてはどうか。	(前回) 資料3-2
		(改定案) 用語-5
対応方針(案)	<p>御指摘を踏まえ、p241の用語集に「環境用水」を追記しました。</p> <p>併せて、p152の「②水田周辺の生息・生育環境の確保」の本文を以下に修正しました。</p> <p>「このため、農家の理解を得ながら、例えば、環境用水などの水利権を確認した上で冬期湛水水田の取組、立地条件に応じて水田の周辺に水生生物が生息するための(以下略)」</p> <p>さらに、p185の「6.1.2営農面との調和」の本文に、以下の一文を追記しました。</p> <p>「さらに、冬期湛水水田(ふゆみずたんぼ)の取組に当たっては、事前調査、必要水量の検討、水源状況の確認、実施・管理体制の検討を行うとともに、必要に応じて、環境用水などの水利権を取得することが考えられる。」</p> <p>◆「用語集」(p241)</p>	(今回) 資料1-2
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境用水 : p. 152, 185</p> <p><u>水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした水利使用のことである。</u></p> <p>出典) 農林水産省農村振興局整備部水資源課 (2009) : 農業水利施設を利用した環境用水の水利権取得に関する手引き</p> </div>

1 令和7年度 第2回技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）

対応方針(案)	<p>◆「②水田周辺の生息・生育環境の確保」(p152) (修正前)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 水田周辺の生息・生育環境の確保</p> <p>水田は一時的な水域であり、中干し期、落水後から翌年の入水期においては、冬期湛水水田等の一部を除き、水生生物が生息できる水域は形成されていない。このため、農家の理解を得ながら、例えば、立地条件に応じて水田の周辺に水生生物が生息するための承水路や水田退避溝を設けるなど、生息・生育環境を確保することについても検討する。</p> </div>	(今回) 資料1-2
	<p>(修正後)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 水田周辺の生息・生育環境の確保</p> <p>水田は一時的な水域であり、中干し期、落水後から翌年の入水期においては、冬期湛水水田等の一部を除き、水生生物が生息できる水域は形成されていない。このため、農家の理解を得ながら、例えば、<u>環境用水などの水利権を確認した上で冬期湛水水田の取組</u>、立地条件に応じて水田の周辺に水生生物が生息するための承水路や水田退避溝を設けるなど、生息・生育環境を確保することについても検討する。</p> </div>	
	<p>◆「6.1.2営農面との調和」(p185) (修正前)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>なお、このような取組に対して地域の農家の理解・協力を得るためには、“地産地消”、“生物と共生し生産された安全・安心な農産物”として、地域の農産物の高付加価値化を図るとともに、消費者の環境保全型農業への理解と購買意欲の喚起を図ることで、環境保全の取組が農家にとってもメリットとなる仕組みを構築することが望ましい。</p> </div>	241 ・ 152 ・ 185
	<p>(修正後)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>なお、このような取組に対して地域の農家の理解・協力を得るためには、“地産地消”、“生物と共生し生産された安全・安心な農産物”として、地域の農産物の高付加価値化を図るとともに、消費者の環境保全型農業への理解と購買意欲の喚起を図ることで、環境保全の取組が農家にとってもメリットとなる仕組みを構築することが望ましい。</p> <p><u>さらに、冬期湛水水田（ふゆみずたんぼ）の取組に当たっては、事前調査、必要水量の検討、水源状況の確認、実施・管理体制の検討を行うとともに、必要に応じて、環境用水などの水利権を取得することが考えられる。</u></p> </div>	

2 パブリックコメントにおける御意見と御意見に対する考え方（案）

意見・情報の募集期間：令和8年3月27日（金）～ 4月9日（木）

実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送により御意見を募集

提出意見の総数：1件

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
1	<p>施策には概ね賛成だが、時間軸の保護が欠けている事を指摘したい。</p> <p>長期（数十年、数百年の単位）で、整備した環境が維持出来る事（また、維持できる方法の整備であること）を保証する施策とすべきである。</p>	<p>事業完了後の維持管理・モニタリングについては、第6章で整理しております。また、農業水利施設等については、施設の耐用年数に応じて更新等が必要となることから、その際には施設整備と併せて環境配慮を適切に対応していきます。</p> <p>なお、頂いた御意見については、社会情勢等を踏まえながら、今後の参考といたします。</p>

※「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針の改定案」に関する意見・情報のみ記載しています。

3 技術指針の改定スケジュール

■令和7年度

8月6日 農業農村振興整備部会（技術小委員会へ付託）

12月4日 同部会技術小委員会（1回目審議）

3月4日 同部会技術小委員会（2回目審議）

3月27日

～4月9日 パブリックコメント（2週間）

■令和8年度

7月2日 同部会技術小委員会（3回目審議）

8月4日 農業農村振興整備部会（報告）



審議結果を踏まえ、

「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」を改定予定